

加古川市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱

平成30年7月26日

(目的)

第1条 加古川市歴史文化基本構想（以下「歴史文化基本構想」という。）の策定にあたり、広く意見を聴取するため、加古川市歴史文化基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 歴史文化基本構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、歴史文化基本構想を策定するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、次の各号に定める者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から、第2条に掲げる所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、議事を進行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員長及び委員の報償の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長 日額 11,000円
- (2) 委員 日額 9,000円

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、加古川市教育委員会教育指導部文化財調査研究センターにおいて処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、第2条に掲げる所掌事務が終了する日をもってその効力を失う。